

熊本市東部堆肥センター条例施行規則に規定する書類の様式等を定める要綱

制定 平成31年2月25日環境局長決裁

改正 令和4年4月1日水保全課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市東部堆肥センター条例施行規則（平成30年規則第77号。以下「規則」という。）第20条に基づき、規則に規定する書類に記載すべき事項及びその様式を定めるものとする。

(記載すべき事項)

第2条 規則に規定する書類に記載すべき事項は、次条に規定する様式に記載された事項とする。

(様式)

第3条 次の表の左欄に掲げる規定に基づく同表中欄の書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるとおりとする。

規則の条項	書類の名称	様式
第4条第1項	熊本市東部堆肥センター使用許可申請書	様式第1号
第4条第2項	熊本市東部堆肥センター使用許可証	様式第2号
第6条第1項	熊本市東部堆肥センター使用許可変更申請書	様式第3号
第7条	熊本市東部堆肥センター使用廃止届	様式第4号
第8条	熊本市東部堆肥センター使用許可取消（変更・停止）通知書	様式第5号
第11条	熊本市東部堆肥センター使用料減免申請書	様式第6号
第12条	熊本市東部堆肥センター使用料等還付申請書	様式第7号
第13条	熊本市東部堆肥センター施設毀損（滅失）届	様式第8号

附 則

この要綱は、平成31年2月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

熊本市東部堆肥センター使用許可申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

申請者 住所
氏名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名）
連絡先

熊本市東部堆肥センターの使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。
なお、使用に際しましては、熊本市東部堆肥センター条例及び同条例施行規則並びにこれらに基づく指示に従うことを誓約します。

畜舎の名称		
畜舎の所在地	熊本市東区	
使用許可申請の区分		センターへの家畜の排せつ物の搬入 (条例第 5 条第 1 項第 1 号)
		堆肥の散布のための機器の使用 (条例第 5 条第 1 項第 2 号)
使用の期間	年 月 日 から 年 月 日	
△家畜の種類及び頭数並びに飼養の方法		
△家畜の排せつ物の処理及び搬入の方法		
△自給飼料畑及び栽培の状況		
△堆肥散布機の使用の方法		

- 1 畜舎を複数所有する場合、「畜舎の名称」及び「畜舎の所在地」の欄は、畜舎ごとに記載してください。
- 2 「使用許可申請の区分」の欄については、該当する申請事項に○印を付けてください。
- 3 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 「堆肥散布機の使用の方法」の欄については、「使用許可の区分」の「堆肥の散布のための機器の使用」に○印を付けた場合のみ記載してください。

熊本市東部堆肥センター使用許可証

年 月 日

住所
氏名 様

熊本市長

次のとおり、熊本市東部堆肥センターの使用を許可します。
なお、使用に際しましては、熊本市東部堆肥センター条例及び同条例施行規則を遵守するとともに、これらに基づく指示に従ってください。

許可番号	第 号（ 年）
畜舎の名称	
畜舎の所在地	熊本市東区
使用許可の区分	
使用許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで
許可の条件	
使用にあたっての留意事項	

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本市を被告として（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。）

熊本市東部堆肥センター使用許可変更申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

申請者 住所
氏名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名）
連絡先

年 月 日付け第 号（許可番号）で使用許可を受けたこのことについて、
下記のとおり変更したいので、次のとおり申請します。

なお、変更後の使用に際しましては、熊本市東部堆肥センター条例及び同条例施行規則
並びにこれらに基づく指示に従うことを誓約します。

畜舎の名称		
畜舎の所在地	熊本市東区	
畜舎の区分	酪農 ・ 肉用牛 ・ その他（ ）	
家畜の頭数	乳牛 頭 ・ 子牛 頭 ・ その他（ ） 頭	
使用許可の区分		センターへの家畜排せつ物の搬入 （条例第 5 条第 1 項第 1 号）
		堆肥の散布のための機器の使用 （条例第 5 条第 1 項第 2 号）
使用の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
変更の内容		
変更の理由		

※ 該当する申請事項に○印を付けてください。
※ 現に交付されている「使用許可証」を添付してください。

熊本市東部堆肥センター使用廃止届

年 月 日

熊本市長（宛）

申請者 住所
氏名
（法人にあつては、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名）
連絡先

熊本市東部堆肥センターの使用を廃止したので届けます。

許可番号		
使用許可の区分		センターへの家畜排せつ物の搬入 (条例第 5 条第 1 項第 1 号)
		堆肥の散布のための機器の使用 (条例第 5 条第 1 項第 2 号)
畜舎の名称	熊本市東区	
畜舎の所在地		
使用廃止の年月日		
廃止の理由		

※ 「使用許可申請の区分」の欄については、該当する届出事項に○印を付けてください。
※ 現に交付されている「使用許可証」を添付してください。

熊本市東部堆肥センター使用許可取消（変更・停止）通知書

年 月 日

住所
氏名 様

熊本市長

熊本市東部堆肥センター条例第 7 条の規定に基づき、次のとおり使用許可を取消（変更・停止）したことを通知します。

許可番号	第 号（ 年）
取消等の区分	取消 ・ 変更 ・ 停止
該当する条項	条例第 7 条第 1 項 号
取消（変更・停止）の理由	
変更の内容もしくは停止の期間	

※ この通知を受けた日以降は、家畜の排せつ物を熊本市東部堆肥センターへ搬入することはできません。

※ 家畜の排せつ物の処理にあたっては、関係法令を遵守し、適切に処理してください。

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この限りではありません。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本市を被告として（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この限りではありません。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この限りではありません。）

熊本市東部堆肥センター使用料減免申請書

年 月 日

熊本市長 （宛）

申請者 住所
氏名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名）
連絡先

熊本市東部堆肥センターの使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

許可番号	第 号	
畜舎の名称		
畜舎の所在地	熊本市東区	
減免申請する 使用料の区分		家畜の排せつ物の搬入に係る使用料 (条例第 8 条第 1 項第 1 号)
		堆肥の散布のための機器の使用に係る使用料 (条例第 8 条第 1 項第 2 号)
減免金額	円	
減免申請の理由		

※ 「減免申請の理由」欄には、金額の算定根拠（家畜の排せつ物の搬入量、施設の使用時間等）についても併せて記載してください。

処理状況

決定 (減免の区分)	減額	免除
理由		
使用料	規定使用料	円
	減免額	円
	支払額	円

※ 太線枠内は記入しないでください。

熊本市東部堆肥センター使用料等還付申請書

年 月 日

熊本市長 （宛）

申請者 住所
氏名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名）
連絡先

次の理由により熊本市東部堆肥センターの使用料等の還付を申請します。

畜舎の名称		
畜舎又は堆肥の運搬先の所在地		
使用料の区分		家畜の排せつ物の搬入に係る使用料 (条例第 8 条第 1 項第 1 号)
		堆肥の散布のための機器の使用に係る使用料 (条例第 8 条第 1 項第 2 号)
手数料の区分		堆肥の運搬に係る手数料 (条例第 9 条第 1 項)
		堆肥の運搬及び散布に係る手数料 (条例第 9 条第 1 項)
還付申請の理由		

区分	申請額	納付額
	円	円
	円	円
	円	円
	円	円

※ 「畜舎の名称」の欄については、使用料の還付を申請する場合のみ記載してください。
※ 太線枠内は記入しないでください。

熊本市東部堆肥センター施設毀損（滅失）届

年 月 日

熊本市長 （宛）

申請者 住所
氏名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、法人の名称及び代表者氏名）
連絡先

熊本市東部堆肥センター施設を次のとおり毀損（滅失）したのでお届けします。
つきましては、熊本市東部堆肥センター条例第 9 条の規定に基づき、ご指示の方法によりその損害額を届けます。

毀損（滅失）した日	年 月 日 時
毀損（滅失）した箇所又は物品	
毀損（滅失）の内容又は程度	
処理状況	
備考	

※ 太線枠内は記入しないでください。